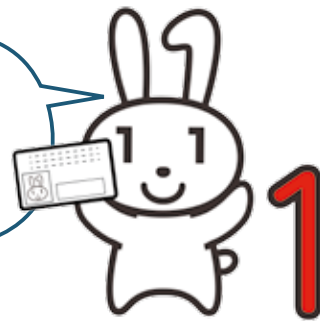


マイナンバーカード・通知カード の受け取りはお早めに！



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

☎市民課 ☎ 435-1027

現在受け取られていないマイナンバーカード・通知カードは、4月1日以降に廃棄する予定です。
※対象となるマイナンバーカード・通知カードを受け取られていない方は、市民課へお問い合わせください。

マイナンバーカード



申請されて受け取られていないマイナンバーカードは、市民課・サービスセンター・和歌浦支所で保管しています。
※保管場所は申請者の住所によって異なります

- 廃棄対象**／平成27年10月～平成29年3月までに申請されたマイナンバーカード
※廃棄後、再申請する場合は、手数料が必要な場合があります。

通知カード



マイナンバーが記載された通知カードは、住民票にある住所地に簡易書留で郵送しましたが、受け取られていないカードは市民課に返戻されています。

- 廃棄対象**／平成28年1月～平成29年3月までに返戻された通知カード
※平成27年12月までに返戻されたものは既に廃棄しています。廃棄後再発行する場合は、1枚につき500円の手数料がかかります。

マイナンバーカードを作리ませんか？申請をお手伝いします！

☎市民課 ☎435-1027

職員が写真撮影や申請の補助をし、そのままオンラインでマイナンバーカードの申請ができるようになりました。

- 場所**／市民課、サービスセンター(全6か所)、和歌浦支所
※個人番号カード交付申請書を紛失した方も手続可能
詳しくはお問い合わせください

和歌山市民憲章 (昭和41年11月3日制定)

自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
互いにたすけあい、希望にみちたまちをつくりましょう。
きめごとを守り、人に迷惑をかけない市民になりましょう。
仕事に誇りをもち、たくましい市民になりましょう。
教養を高め、視野の広い市民になりましょう。

今月の題字、私が制作しました



1月の早朝の肌寒さとさわやかな空気をイメージしてデザインしました。



市立和歌山高等学校デザイン表現科2年 ▶上竹 桜さん

広告 市財政収入の一部に寄与することを目的とし、一般の広告を掲載しています。広告主・広告内容は、市が推奨するものではありません。

市財政収入の一部に寄与することを目的とし、一般の広告を掲載しています。